

# 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会

## 第 38 回理事会議事次第

日時：令和 7 年 9 月 30 日（火）14:00～17:00

場所：WEB 会議

（事務局：県庁会議室予定）

### 1 開会

出席者数の確認、議事録署名人の選出

### 2 議事

（1）沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 規約等の改正について（第 37 回理事会から継続）

①沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 規約（修正案）

②沖縄県サンゴ礁保全推進協議会寄付金等細則（案）

③沖縄県サンゴ礁保全推進協議会選挙細則（修正案）

④沖縄県サンゴ礁保全推進協議会理事会メーリングリスト評決細則（案）

（2）その他

## 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 規約

### 第1章 総則

#### 【 設置 】

第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会設立趣意書（別紙参照）に基づき協議会を設置する。

#### 【 名称 】

第2条 この協議会は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「協議会」と称する）という。

#### 【 対象区域 】

第3条 協議会がサンゴ礁保全に取り組む対象区域は、沖縄県全域（沖縄県内の陸域と海域）及び奄美群島までとする。

### 第2章 目的及び活動

#### 【 目的 】

第4条 協議会は、対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進するため、必要となる事項の協議及び活動支援などを行うことを目的とする。

#### 【 活動 】

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を基本に行うものとする。

- (1) 海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動を推進する活動。
- (2) 地域住民、漁業者、観光業者、農業者、県内外の企業、教育関係者、研究者、NPO、行政機関などのさまざまな主体と連携を深めながら、サンゴ礁の保全を横断的に推進する活動。
- (3) サンゴ礁の保全にかかわるさまざまな情報を収集し地域へ提供するとともに、地域からの要望や課題を共有し、その解決策を提案することなどにより、サンゴ礁の保全を支援する活動。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

### 第3章 構成と会員

#### 【 入会 】

第6条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を事務局に提出し、理事会の承認をもって会員となる。

#### 【 権利の停止 】

第7条 協議会に参加の意思がないと理事会が認めた場合、会員の議決権は停止さ

れる。

協議会への参加の意思がないとは、総会開催の案内を送付後、総会参加の意思表示や委任状および議決権行使書の送付が2年間続けてない場合をいう。

#### 【 退会 】

第8条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を理事会に提出しなければならない。

#### 【 除名 】

第9条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において出席者の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。その場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 協議会の名誉を毀損し、または目的に反する行為があったとき
- (2) 規約その他協議会の規定に反し、または協議会の秩序を乱す行為があったとき

#### 【 会員資格の喪失 】

第10条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣告
- (3) 会員が属する団体若しくは法人の解散
- (4) 除名
- (4)(5) 議決権の停止後、1年間権利復帰の意思表示がないとき
- (5)(6) 反社会勢力と認められたとき

### 第4章 役員等

#### 【 役員 】

第11条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 205名以内(会長、副会長含む)。ただし、令和8年度の総会までは16名。
- (4) 監査役 2名

#### 【 役員の選任 】

第12条 役員は、以下の方法で選出する。

- (1) 会長は会員の中から互選により選出する。
- (2) 副会長は会員理事の中から会長が指名する。
- (3) 理事 18-4名は会員の中から互選により選出する。ただし、令和8年度の総会までは15名。
- (4) 監査役は、理事会構成員以外の会員の中から会長が指名する。

【 役員の任期 】

第 13 条 役員の任期は選出から 3 年後の総会までとする。但し、令和 7 年 2 月 22 日に選出された役員の任期については、令和 8 年度に開催される総会までとする。また、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、他の役員の残存期間とする。

【 役員の職務 】

第 14 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務の遂行に支障があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は理事会において議決を行う。

~~3~~4 監査役は、協議会の業務及び会計を監査し、その結果を総理事会に報告する。

第 5 章 総会、理事会、実行委員会等

【 総会 】

第 15 条 協議会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は、事業年度開始後~~3~~5ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認め、理事の 5 分の 3 以上から請求があったとき開催する。

4 総会は会長が招集し、議長は会員の中から選出する。

【 総会の議決事項 】

第 16 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の制定または変更
- (2) 役員の選任
- (3) 除名
- (4) 解散及び休止
- (5) その他理事会において必要と認めた事項

【 総会の議決方法 】

第 17 条 総会は会員の 4 分の 1 以上の出席により成立する。

2 会員は総会において、各 1 票の議決権を有する。

3 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 総会に出席できない会員は、所定の様式により他の出席会員へその議決権の行使を委任することができる。この場合、これを出席者と見なす。

5 総会の成立要件である会員の 4 分の 1 以上の会員とは、会員の総数から、第 7 条で会員の議決権を停止されている者を除いた数とする。

【 理事会 】

第 18 条 理事会は、必要に応じて開催し、会長、副会長、理事、事務局長により構成する。理事会は、原則としてメーリングリストで開催する。

2 理事会は、上記構成員の過半数の出席により成立する。

3 理事会の議事は、出席者（事務局を除く）の 5-2-2-2 分の 3+1-3 以上により決する。同数の場合は会長が決する。

4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

5 理事会に出席できない構成員は、所定の様式により他の出席者へ、理事会での議決事項の議決について、委任することができる。この場合、これを出席者とみなす。

【 理事会の議決事項 】

第 19 条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 総会が議決した事項の執行に関すること。
- (5) 諸規則の制定及び改廃に関すること。
- (6) その他会長が必要と認める事項

【 実行委員会 】

第 20 条 会長は、協議会の活動、運営を円滑に行うため必要な実行委員会を随時置くこ←--  
とができる。

2 実行委員会は、会員の有志及び会員以外のオブザーバーにより構成される。理事会の議を経て総会の議決により設置する。

3 会長は、役割を終えた実行委員会を随時解散することができる。――3――委員会設置の←--  
議案は、会員より理事会に対して随時提出できる。

書式変更: インデント : ぶら下げインデント : 0.67 字, 左 0.68 字, 最初の行 : -0.67 字

書式変更: インデント : 最初の行 : 3.7 mm

~~【 委員会の運営等 】~~

~~第 21 条 委員長は理事の中から会長が任命するものとする。~~

~~2 委員会は会員の有志により構成される。~~

~~3 委員会の中には、必要に応じて会員以外のオブザーバーを所属させることができる。~~

~~4 委員会の運営は当該委員会の細則による。~~

~~【 委員会の解散 】~~

~~第 22 条 委員会は、当該委員会の議を経て理事会へ届け出た上、解散することができる。~~

~~2 委員会の解散に係わる規定は当該委員会による。~~

~~【 公開 】~~

~~第 23 条 協議会の会議及び委員会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。~~

~~2 協議会の会議及び委員会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。~~

~~3 協議会の会議及び委員会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、ホームページ等で公開する。~~

~~協議会の会議及び委員会の議事結果は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある項目を除き、要旨をとりまとめて議事要旨とし、議長の承認を経てホームページ等で公開する。~~

## 第 6 章 運営事務局事務局

### 【 運営事務局事務局 】

第 ~~24~~21 条 協議会の活動を円滑に進めるための事務作業を行う 運営事務局事務局を沖縄県環境部—自然保護課に設置する。

~~2 事務局長は、協議会会員の中から会長が任命する。~~

~~3 事務局長の任期は 2 年とし、再任は妨げない。~~

4 2 運営事務局事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。

~~防止に努め、適正に管理する。~~

書式変更: インデント : 左 : 0 mm, ぶら下げインデント : 5 字, 最初の行 : -5 字

### 【 運営事務局事務局の所掌事務 】

第 ~~25~~条 運営事務局事務局は、次に掲げる事務を行う。

~~(4)~~ 第 15 条に規定する総会、第 18 条の理事会及び第 ~~20~~条の委員会の議事・進行に関する事項その他協議会が付託する事項

書式変更: 標準, 行頭文字または番号を削除

## 第 7 章 補足

### 【 経費 】

第 ~~26~~23 条 この協議会の経費は、~~会費~~、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

### 【 寄付金等 】

第 ~~24~~7 条 協議会はサンゴ礁保全の推進のために、寄付金を得ることができる。

2 寄付金の使途については、第 ~~15~~18 条に規定する総会の出席会員理事会の合意を得るものとし、運営事務局事務局は毎年度末に協議理事会へ収支報告を行う。

### 【 会計年度 】

第 ~~25~~8 条 この協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

~~【 運営細則 】~~

~~第 29 条— この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、第 14 条に規定する総会の出席会員の合意を得て、会長が別に理事会において規定する。~~

【残余財産の帰属】

第 ~~2630~~ 条 この協議会が解散したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

附則

この規約は、平成 20 年 6 月 28 日から施行する。  
この規約は、平成 20 年 12 月 13 日から施行する。  
この規約は、平成 21 年 6 月 14 日から施行する。  
この規約は、平成 23 年 6 月 18 日から施行する。  
この規約は、平成 24 年 6 月 17 日から施行する。  
この規約は、平成 25 年 6 月 16 日から施行する。  
この規約は、平成 26 年 7 月 6 日から施行する。  
この規約は、平成 28 年 7 月 2 日から施行する。  
この規約は、令和 7 年 月 日から施行する。

## 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会寄付金等細則

### (目的)

第1条 この細則は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約第247条に基づく、寄付金等の運営に関し必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この細則において「寄付金等」とは、個人や団体等の意志や了解によって支払われる金銭等をいう。

### (寄付金等の受け入れ)

第3条 企画委員会は、寄付の申請を審査し、受け入れについて適当であると認めたものについて、理事会において承認を得る。

### (受け入れの制限)

第4条 次の各号に該当する場合は、寄付金等を受け入れることができない。

- (1) 寄付金等により取得した財産を無償で譲渡する場合。
- (2) 寄付金等の使途について、寄付者が会計検査を行う場合。
- (3) 寄付金等の申し込み後、寄付者がその意志により寄付金の全部又は一部を取り消すことができる場合。
- (4) 寄付金等を受け入れることにより、協議会の業務又は財政に特段の負担又は支障があると認められる場合。

### (寄付金等の使途)

第5条 寄付金等は第6条の場合を除き、次の取り組みを支援するために活用する。

- (1) 協議会の運営
- (2) 総会で承認された活動計画
- (3) その他サンゴ礁の保全に関すること

### (使途の指定)

第6条 寄付者は自らの寄付金等の使途を協議会の趣旨の範囲内においてあらかじめ指定できる。

- 2 協議会は、寄付者の意思を尊重し、寄付金等を指定された使途に供するよう努めなくてはならない。
- 3 やむを得ず指定された使途に供することができないことが明らかになったとき又は3年以上供することができなかったときは、寄付者の同意を得て前条各号の用に供するものとする。ただし、相当の努力にも拘わらず、寄付者に連絡が取れない場合は、理事会への報告を経て、寄付者の同意があったものとみなす。

### (管理)

第7条 運営委員会は寄付金等を、適正に管理・運用する。



- 2 寄付金等に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

~~第8条 集められた寄付金等は、定期総会にて収支報告し、寄付者から求められた場合、別途寄付者に報告する。~~

- ~~2 企画委員会は、寄付の受け入れを承認したとき、その旨を協議会のホームページ、ブログ又はその他の告知媒体に掲載して報告するものとする。ただし、寄付者が希望しなかったときはその限りではない。~~

#### 附則

この規約は、平成 21 年 6 月 14 日から施行する。

この規約は、平成 23 年 12 月 18 日から施行する。

## 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会選挙細則

第1条 本細則は沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約第11条、12条、13条、14条に基づき、役員の選出に関する手続を定める。

第2条 本細則の役員とは、規約第11条に定める役職に就く者をいう。

第3条 選挙に関する事務は選挙管理実行委員会が管理する。

2 選挙管理実行委員会は5名以内の選挙管理委員で構成し、理事会によって会員の中から選出する。

第4条 選挙管理実行委員は次の事業を行う。

選挙の公示。

立候補者の受付と発表。

投票および開票に関する事務。

当選の確認と発表。

その他選挙管理に必要な事項。

第5条 ~~役員の選挙は電子メールにより実施する。は、規約第12条に定めるところにより、会員の中から選出される。~~

第6条 会員は役員の選挙に際し、立候補者となることができる。団体として会員となっている場合は、団体を立候補者と見なし、その組織の代表者もしくは担当者のいずれか1名が立候補者となることができる。立候補者は自薦・他薦を問わない。自薦の場合は立候補者名を、また他薦の場合は推薦候補者名と推薦者名を、候補者の承諾書とともに選挙管理実行委員会に所定の期間内に届け出なければならない。選挙管理実行委員会は立候補者名を明示した投票用紙を作成する。

第7条 立候補者以外の会員も被選挙権をもつ。団体として会員となっている場合は、その組織の代表者もしくは担当者のいずれか1名が被選挙権を持つ。

第8条 役員は、総会で選出する場合を除き、投票で投票期間開始日の22日前に在籍する会員によって選出する。ただし、当該選挙資格が、投票期間の最終日において、会員の資格を喪失した場合は、この者の投票を無効とする。

第9条 会長の選出は次の方法による。

会長の選挙は、会員の単記無記名投票によって行う。

会長の当選者は、最多得票の者とする。

最多得票の者が複数の時は抽選による。

~~第10条 副会長の選出は次の方法による。~~

~~副会長は会員理事の中から会長が指名する。~~

第 ~~11~~10 条 理事の選出は次の方法による。

理事 ~~18名~~5名以内の選挙は、会員の連記無記名投票によって行う。

~~理事の定数は規約第11条に基づき会員数に応じて、理事会において決定される。~~

理事の当選者は、得票数の多い順にその定数だけ決定する。

同じ得票の当選該当者が複数の場合は、抽選による。

~~会長が特に必要と認めたときは、会員の中から2名以内の理事を指名することができる。~~

~~第12条 監査役の選出は次の方法による。~~

~~監査役は、理事会構成員以外の会員の中から会長が指名する。~~

~~第13条 複数の役員に選出された場合には、会長、副会長、監査役、理事の順で優先される。~~

第 ~~14~~11 条 ~~第13条の場合、もしくは~~役員選挙に当選したものが役員を辞退した場合には、次点の者を繰り上げ当選とする。

~~第15条 役員に欠員が生じた場合は、次点の者を順次繰り上げ当選者とし、その任期は前任者の残任期間とする。~~

~~2 役員の欠員とは、退会、死亡および本人から会長宛辞任申し出があり、総会で承認された場合をいう。~~

第 ~~16~~12 条 開票は投票期間終了後速やかに行われ、選挙結果は速やかに当選者に通知される。

2 選挙結果は総会で報告され、承認を得る。

第 ~~17~~3 条 役員の選出に当たって、規約および本細則に定めのない事項については、選挙管理実行委員会の権限に属するものとする。

## 附則

本細則は2008年10月30日から施行する。

本細則は2012年4月19日から施行する。

本細則は2014年4月23日から施行する。

## 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会理事会メーリングリスト評決細則

第1条 会長は本協議会理事会メーリングリスト（以下「ML」）の議長を務める。

第2条 理事会の構成員は本協議会の運営に必要と思われる事項について、「提案・表決・意見」することができる。

2 構成員は、提案・表決・意見等の審議方法について件名で区別しなければならない。

3 一つのメールで扱う提案は一件、又は関連性の強い提案内容にとどめる。

~~4 発案日は、原則として月曜日とする。ただし、前もって行う場合などは、メールの件名に日付（メール発信後の最初の月曜日の日付）を記載するものとする。~~

第3条 提案の審議期間は、特に定めない場合は7日間とする。

第4条 別に決裁の方法を定めた事項がなく、起案から7日を以て提案について審議がないものは、議長がこれを決裁し評決に付すものとする。

第5条 提案が評決に付される場合は、理事会の構成員の~~3~~1/~~5~~2以上の賛成を持って可決とする。~~ただし、その場合は、理事会の構成員の過半数の表決を必要とする。~~

第6条 理事会の構成員は評決に際し、可否の表明を行う。可否の表明をせず、表決を議長又は他の理事に委任したい者はその旨を表明する。

第7条 期間中に意思の表明のない理事会構成員に対しては、表決を行う理事会構成員の総数に含めない。

第8条 事情により ML の閲覧や投稿ができなくなった理事会構成員は事務局へ電話等により速やかに連絡をする。

第9条 可否同数の場合は議長の決裁とする。

附則

この細則は平成 23 年 12 月 19 日から施行する。

2025 年 3 月 20 日 8 月 20 日一部修正 鹿熊信一郎

1. できるだけ簡素化する。令和 7 年度からと、予算がなくなる令和 9 年度からの 2 段階  
事務局業務の委託廃止は令和 8 年度から実施できないか令和 7 年度中に検討
2. できるだけ経費が少なくなるようにする。
3. できるだけ事務局業務を減らす。
4. できるだけメール、WEB で行い郵送をなくす（選挙、総会も）。
5. できるだけ会員の交流の機会を維持する。  
会場費・旅費なしのハイブリッド交流会など
6. 理事の数を減らす。  
現行の 20 名以内から、令和 8 年度の総会から会長、副会長を含め 5 名にする。  
選挙までに理事会で協議して決定し、5 名は必ず立候補する。  
(阿部さんの 1 年後理事辞任はこれで解決)
7. 幽霊会員は、権利停止の 1 年後に資格を喪失する。
8. 理事会はすべてメーリングリストで。
9. 委員会はなしにする。実行委員会は随時置ける。
10. 令和 8 年度の総会から原則書面開催とし、議決事項を大幅に減らす。  
令和 9 年度以降は、大幅に組織（名称も）を変え、総会をやらない可能性も検討する。
12. できていない「公開」の条項削除。
13. 細かい点で、事務局長、会費など削除。
14. 寄付金等細則で、企画委員会でなく理事会が承認。
15. 選挙細則で、事務は選挙管理実行委員会が管理する。

## 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 規約等変更の重要点

2025 年 8 月 19 日 鹿熊信一郎

1. R7 の総会では解散、休眠はしない。---理事会で確認。
2. 理事の数を減らす。20 名から会長、副会長を含め 5 名に。R8 の選挙で実施。
3. 理事会、総会、選挙はできるだけ WEB で。R7 の総会はハイブリッド。
4. 基本的にサンゴ礁 week（予算ほぼ 0）以外の活動は行わない。  
多額の寄付があったときは理事会で検討
5. 委員会は廃止。実行委員会は随時置く（規約および理事会で決定）。

## 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 第37回理事会議事概要

議事録署名人：佐々木小枝・長田智史

- 日時：令和7年9月9日（火）14:30～17:00
- 場所：オンライン会議
- 出席者：  
（役員）鹿熊信一郎、八重山サンゴ礁保全協議会（吉田稔）、エコツーリズム・環境教育ふくみみ（大堀健司）、一般財団法人沖縄県環境科学センター（長田智史）、沖縄県自然保護課（知念宏忠）、環境省（代理出席：沖縄奄美自然環境事務所 大木、石垣自然保護官事務所 鈴木）、日本サンゴ礁学会（中野義勝）、WWF ジャパン（佐々木小枝）
- 委任状：沖縄県衛生環境研究所、小菅陽子、有限会社コーラルクエスト、しかたに自然案内、藤田喜久、中村崇（※監査役）
- 運営委員：一般財団法人沖縄県環境科学センター（山川英治）
- 事務局：沖縄県自然保護課（川崎浩明、宮平将生）、キュリオス沖縄（宮崎悠）
- 議事録署名人：一般財団法人沖縄県環境科学センター（長田）、WWF ジャパン（佐々木）

【敬称略】

【アンダーライン部分が理事会での決定事項】

【「・」は説明事項および提言事項】

【「→」は説明事項や提言事項に対する意見】

### ●会議内容

理事会を構成する会長、副会長、事理、事務局の18名中、8名の出席者及び理事5名の委任状により、成立要件である理事会の過半数を満たしたので成立、内容を協議し決定した。

鹿熊会長が議事録署名人を指名し、長田理事と佐々木理事が受諾した。

### 【意見交換】

理事会の議題に入る前に、今後の協議会の組織づくりの方向性、ビジョンについて意見交換が行われた。

- ・鹿熊会長は、基本理念に立ち返り、多様な主体との連携、新規のサンゴ礁保全支援に力を入れていくべきと提案。少人数の理事によるフットワークの軽い運営、簡素化、会員間の連携交流、情報発信の重要性を強調した。予算があれば、ジュニアサンゴレンジャーなどの支援を実施したい。また、各理事の意見についてメールで送って欲しい旨を述べた。
- ・吉田副会長は鹿熊会長の意見に賛同し、少人数運営の必要性を訴えた。また、自身の次回理事退任の意向を表明した。
- ・長田理事はネットワーク機能の重要性、活動目的の達成のための適切な理事数決定の必要性を述べた。

- ・知念理事はネットワーク機能の重要性、継続のための理事の必要性について意見を述べた。理事の数はどれくらいいるか、しっかりと活動できる人がいるかなどを考慮する必要があると述べた。
- ・環境省沖縄奄美自然環境事務所からは、重要性は認識しているので維持していただければとの意見があった。
- ・佐々木理事はネットワーク機能の活性化、予算をかけない活動の可能性、情報収集・発信のための組織体の必要性などを訴えた。また、WWF ジャパンの理事としての役割についても言及した。
- ・中野理事は、前会長として、協議会の存在意義、設立趣意書に則った活動、ネットワーク機能の重要性、情報交換の必要性などを改めて強調した。過去の総会参加率の低さ、情報交換の不足を指摘し、理事会・総会の機能強化、会員サービスの充実などを求めた。また、事務局機能の充実、理事会での頻繁な開催と機能強化、総会や交流会による会員同士のネットワーク強化の必要性を訴えた。
- ・大堀理事は、コンパクト化、ネットワーク機能強化に賛同。予算の使い方、ジュニアサンゴレンジャーのような支援事業の可能性について意見を述べた。

## 【議題審議】

### 1 令和7年度総会の開催について

- ・次期総会の開催について、事務局から会員への案内方法の簡素化として、郵送ではなくメーリングリストでの案内を基本とし、未登録者には郵送で案内することを提案した。
  - 中野理事から、メーリングリストによる案内で、総会の成立要件である過半数を確保できるかについて懸念が示された。
  - 山川運営委員から、組織・個人会員の登録メールアドレス変更時の個別対応の必要性について言及した。
- ・事務局からは、上記の方針のほか、メーリングリストによる案内でメール未達の会員に対しては、別途連絡先の確認や郵送によりフォローする見解を示した。
- ・事務局から第16回総会の開催は10月初旬から中旬とすること、県庁の会議室が確保できることから平日開催の可否について提案した。
  - 中野理事からは、協議会が会員のネットワーク機能の維持・強化を考えるのであれば、参加しやすい休日の開催や、会員が交流する懇親会の併催について意見があった。
  - 佐々木理事から、総会や理事会の日程は都度ではなく、定例にできるのではとの意見があった。
- ・事務局からは、早急に理事の日程について調整を図り、開催日について検討する見解を示した。
- ・総会におけるweb参加者の議決権の扱いについて協議した。



→中野理事から、事前に意思表示の方法を伝えることが重要だと指摘。通信事故発生時の対応、意思表示の方法などをサンゴ礁学会での事例を交えて説明した。

- ・事務局からは、web 参加者も出席として取り扱い、メール会議アプリの挙手・拍手ボタンなどで集計する提案があり、承認された。
- ・総会後に交流会の場所と時間を予め確保し、ジュニアサンゴレンジャーや助成事業実施者へその旨、案内し活動紹介の希望を確認する。

## 2 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 規約等の改正について

協議会運営のコンパクト化を目指すため、規約等の改正について協議した。なお、会議時間の都合上、規約第 17 条までの協議となり、再度理事会を開催し協議を継続することとした。

### ①沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 規約 改正案

- ・第 2 条は原案どおり改正。
- ・第 3 条は対象区域として奄美群島は残す。
- ・第 5 条は原案どおり改正。
- ・第 6 条は原案どおり改正。中野理事から日本サンゴ礁学会における理事会承認の事例を紹介。
- ・第 7 条は「権利」を「議決権」とする。
- ・第 10 条は、反社会的勢力についての項を追加する。
- ・第 11 条は協議を保留。

→理事の定員に関して、5 名で適当であるという意見と、理事が動くことになると 5 名が十分かわからないという意見があった。また、20 名以内とあるので、5 名でも規約上は問題ないのではとの意見もあった。今後の理事会において協議を継続する。

- ・第 12 条は協議を保留。(5) の「役員の選挙は電子メールにより実施する。」は選挙細則で定めればよいとの意見があった。
- ・第 13 条は原案どおり改正。
- ・第 14 条に 3 理事は理事会において議決を行う。を追加。
- ・第 15 条は改正案を次のとおり修正。

「第 15 条 協議会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は、事業年度開始後 5 ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認め、理事の 5 分の 3 以上から請求があったとき開催する。

4 総会は会長が招集し、議長は会員の中から選出する。」

- ・第 16 条は原案どおり改正。
- ・第 17 条は協議を保留。総会の成立要件である会員の過半数について、4 分の 1 とすると会の乗っ取りが容易になる恐れがある。

### 【ネクストアクション】

- ・理事会後、すみやかに理事あてに総会日程調整ツールの展開（担当者：事務局 宮平）

- ・規約改定案について、会長及び事務局宛に意見を送付（担当者：各理事）
- ・今回理事会の議事録と、協議内容を反映させた規約改正案を早急に作成し送付（担当者：会長、事務局）
- ・残りの規約等改正案について協議するための次回理事会の日程調整を早急に行う。（担当者：事務局 宮平）